

第五目 所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）
第六目 繰越欠損金（第八十一条の九）
第七目 連結法人間取引の損益（第八十一条の十）

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十）

一）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四―第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九―第八十一条の二十一）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六―第八十一条の二十八）

第五款 還付（第八十一条の二十九―第八十一条の三十一）

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第一章の三 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十二条の二・第八十二条の三）

第二節 税額の計算（第八十二条の四―第八十二条の七）

第三節 申告、納付、還付等（第八十二条の八―第八十二条の十七）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条―第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 申告及び納付（第八十八条―第九十一条）

第三章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

第一節 解散の場合の清算所得に対する法人税

第一款 課税標準及びその計算（第九十二条―第九十八条）

第二款 税額の計算（第九十九条―第一百一条）

第三款 申告、納付及び還付（第一百二条―第一百七七条）

第二節 継続等の場合の課税の特例（第一百八条―第一百二十条）

第四章 青色申告（第二百一条―第二百二十八条）

第五章 更正及び決定（第二百二十九条―第三百三十七条）

第三編 外国法人の納税義務

第五目 同上
第六目 同上
第七目 同上
第四款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第一章の三 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二款 同上

第三款 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第三編 同上

第一章 国内源泉所得（第三百三十八条―第四百十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百十一条・第四百十二条）

第二節 税額の計算（第四百十三条・第四百十四条）

第三節 申告、納付及び還付等（第四百十五条）

第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百十五条の二・第四百十五条の三）

第二節 税額の計算（第四百十五条の四―第四百十五条の七）

第三節 申告、納付、還付等（第四百十五条の八）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百十五条の九・第四百十五条の十）

第二節 税額の計算（第四百十五条の十一）

第三節 申告及び納付（第四百十五条の十二）

第四章 青色申告（第四百四十六条）

第五章 更正及び決定（第四百四十七条）

第四編 雑則（第四百四十八条―第四百五十八条）

第五編 罰則（第四百五十九条―第四百六十四条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十六の二 省略

十七 資本積立金額 法人（連結申告法人を除く。）のイからワまでに掲げる金額の合計額から当該法人の方からムまでに掲げる金額の合計額を減算した金額をいう。

イハ 省略

ニ 合併により移転を受けた資産（一）において「移転資産」という。（）及び負債（二）において「移転負債」という。（）の純資産価額（当該合併により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該合併の時の価額（適格合併の場合にあつては、被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時の（一）に掲げる金額から（二）に掲げる金額を減算した金額）をいう（）から当該合併により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百四十五条の二・第四百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第四百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第四百四十五条の五）

第四章 同上

第五章 同上

第四編 同上

第五編 同上

附則

（定義）

第二条 同上

一 十六の二 同上

十七 同上

イハ 同上

ニ 合併により移転を受けた資産（二）において「移転資産」という。（）及び負債（二）において「移転負債」という。（）の純資産価額（当該合併により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該合併の時の価額（適格合併の場合にあつては、被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へに掲げる金額を減算した金

計額を減算した金額

(1) 当該移転資産の帳簿価額（当該適格合併に基因して第十八号へ又は第十八号の二に掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額を含む。）

(2) 当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へに掲げる金額

ホ 分割型分割により移転を受けた資産（(1)において「移転資産」という。）及び負債（(2)において「移転負債」という。）の純資産価額（当該分割型分割により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該分割型分割の時の価額（適格分割型分割の場合にあつては、分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を減算した金額）をいう。）から当該分割型分割により増加した資本

の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

(1) 当該移転資産の帳簿価額（当該適格分割型分割に基因して第十八号へ又は第十八号の二に掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）

(2) 当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二に掲げる金額

へく 省 略

レ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をする資産の期末時（当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時をいう。レにおいて同じ。）の帳簿価額（当該適格分割型分割に基因して第十八号へに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）から当該移転をする負債の当該期末時の帳簿価額、当該適格分割型分割に係る同号タに掲げる金額及び当該適格分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

ソム 省 略

十七の二～三十一の三 省 略

三十一の四 特定信託中間申告書 第八十二条の八第一項（特定信託に係る中間

額）をいう。）から当該合併により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

ホ 分割型分割により移転を受けた資産（ホにおいて「移転資産」という。）及び負債（ホにおいて「移転負債」という。）の純資産価額（当該分割型分割により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該分割型分割の時の価額（適格分割型分割の場合にあつては、分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二に掲げる金額を減算した金額）をいう。）から当該分割型分割により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

へく 同 上

レ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をする資産の期末時（当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時をいう。レにおいて同じ。）の帳簿価額から当該移転をする負債の当該期末時の帳簿価額、当該適格分割型分割に係る第十八号タに掲げる金額及び当該適格分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

ソム 同 上

十七の二～三十一の三 同 上

三十一の四 特定信託中間申告書 第八十二条の八第一項（特定信託に係る中間

申告) (第四百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書をいう。

三十二 特定信託確定申告書 第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告) (第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十三 退職年金等積立金中間申告書 第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告) (第四百四十五条の十二(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十四 退職年金等積立金確定申告書 第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告) (第四百四十五条の十二において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十五 略

四十一 中間納付額 第七十六条(中間申告による納付) (第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第八十一条の二十六(連結中間申告による納付) 又は第八十二条の十一(特定信託に係る中間申告による納付) (第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額)をいう。
四十二 略

(納税義務者)

第四条 省 略

2 外国法人は、第三百三十八条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を有するとき(外国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。)、特定信託の引受けを行うとき又は第四百四十五条の十(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

3 省 略

(特定信託の受託者である外国法人の特定信託に係る所得の課税)

第十条の二 特定信託の受託者である外国法人に対しては、第九条(外国法人の課

申告)の規定による申告書をいう。

三十二 特定信託確定申告書 第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告) (第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十三 退職年金等積立金中間申告書 第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告) (第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十四 退職年金等積立金確定申告書 第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告) (第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十五 同上

四十一 中間納付額 第七十六条(中間申告による納付) (第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第八十一条の二十六(連結中間申告による納付) 又は第八十二条の十一(特定信託に係る中間申告による納付) (第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額)をいう。
四十二 同上

(納税義務者)

第四条 同 上

2 外国法人は、第三百三十八条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を有するとき又は第四百四十五条の三(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。

3 同 上

税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課する。

(退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税)

第十条の三 第四百四十五条の十(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う外国法人に対しては、第九条(外国法人の課税所得の範囲)及び前条の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(計算期間)

第十五条の三 省 略

2・3 省 略

4 特定信託の受託者である法人は、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間を変更した場合には、遅滞なく、その特定信託の名称、変更前の信託の計算期間及び変更後の信託の計算期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

5 省 略

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 内国法人が受ける次に掲げる金額(外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受ける第一号に掲げるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。)のうち、連結法人株式等(連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)及び関係法人株式等(いずれにも該当しない株式等(株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。))に係る配当等の額の百分の五十に相当する金額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一〇三 省 略

2〇8 省 略

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十一条 省 略

2〇4 省 略

(退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税)

第十条の二 第四百四十五条の三(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う外国法人に対しては、第九条(外国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(計算期間)

第十五条の三 同 上

2・3 同 上

4 特定信託の受託者である内国法人は、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間を変更した場合には、遅滞なく、その特定信託の名称、変更前の信託の計算期間及び変更後の信託の計算期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

5 同 上

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 内国法人が受ける次に掲げる金額(外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。)のうち、連結法人株式等(連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)及び関係法人株式等(いずれにも該当しない株式等(株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。))に係る配当等の額の百分の五十に相当する金額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一〇三 同 上

2〇8 同 上

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十一条 同 上

2〇4 同 上

5 前項の場合において、内国法人の有する減価償却資産（適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産、第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する減価償却資産その他の政令で定める減価償却資産に限る。）につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該移転の直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

6 省略

（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第三十二条 省略

2・3 省略

4 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格組織再編成」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める繰延資産は、当該適格組織再編成の直前の帳簿価額により当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に引き継ぐものとする。

一・二 省略

5・6 省略

7 前項の場合において、内国法人の繰延資産（適格合併により被合併法人から引き継ぎを受けた繰延資産、第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する繰延資産その他の政令で定める繰延資産に限る。）につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該引継ぎの直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

8 省略

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

第五十七条 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前七年以内に開

5 前項の場合において、内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から移転を受けた減価償却資産につきその価額として帳簿に記載した金額が当該被合併法人等が当該減価償却資産の価額として当該適格組織再編成の直前に帳簿に記載していた金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、当該減価償却資産の当該適格組織再編成の日の属する事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

6 同上

（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第三十二条 同上

2・3 同上

4 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格組織再編成」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める繰延資産は、当該適格組織再編成の直前の帳簿価額により当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に引き継ぐものとする。

一・二 同上

5・6 同上

7 前項の場合において、内国法人が適格組織再編成により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引継ぎを受けた繰延資産につきその価額として帳簿に記載した金額が当該被合併法人等が当該繰延資産の価額として当該適格組織再編成の直前に帳簿に記載していた金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、当該繰延資産の当該適格組織再編成の日の属する事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

8 同上

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

第五十七条 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前五年以内に開

始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が当該欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額（当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は次条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（以下この条において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度（以下この項及び次項において「前七年内事業年度」という。）において生じた欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。次項、第四項及び第八項において同じ。）の生じた前七年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項において「未処理欠損金額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項及び次項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前七年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業

始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が当該欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額（当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は次条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（以下この条において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度（以下この項及び次項において「前五年内事業年度」という。）において生じた欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。次項、第四項及び第八項において同じ。）の生じた前五年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項において「未処理欠損金額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項及び次項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業

年度)において生じた欠損金額とみなす。

3 適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等(当該合併法人等が当該適格合併等により設立された法人である場合にあつては、当該適格合併等に係る他の被合併法人等。第一号において同じ。)との間に特定資本関係(いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の百分の五十を超える数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。以下この項及び第五項において同じ。)があり、かつ、当該特定資本関係が当該合併法人等の当該適格合併等に係る合併等事業年度開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、前項に規定する未処理欠損金額には、当該被合併法人等の次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

一 当該被合併法人等の特定資本関係事業年度(当該被合併法人等と当該合併法人等との間に当該特定資本関係が生じた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。)前の各事業年度で前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額(当該被合併法人等において第一項の規定により前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。)

二 当該被合併法人等の特定資本関係事業年度以後の各事業年度で前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

4 省 略

5 第一項の内国法人と特定資本関係法人(当該内国法人との間に特定資本関係がある法人をいう。以下この項において同じ。)との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)が行われ、かつ、当該特定資本関係が当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度(以下この項において「合併等事業年度」という。)開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、当該内国法人の当該合併等事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該内国法人の同項に規定する欠損

年度)において生じた欠損金額とみなす。

3 同 上

一 当該被合併法人等の特定資本関係事業年度(当該被合併法人等と当該合併法人等との間に当該特定資本関係が生じた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。)前の各事業年度で前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額(当該被合併法人等において第一項の規定により前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。)

二 当該被合併法人等の特定資本関係事業年度以後の各事業年度で前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

4 同 上

5 同 上

金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

一 当該内国法人の特定資本関係事業年度（当該内国法人と当該特定資本関係法人との間に当該特定資本関係が生じた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前七年内事業年度（当該合併等事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第一項の規定により前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二 当該内国法人の特定資本関係事業年度以後の各事業年度で前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

6 内国法人が、当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合又は第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人にあつては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあつては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度又は当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第五項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該前日の属する事業年度又は当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみな

一 当該内国法人の特定資本関係事業年度（当該内国法人と当該特定資本関係法人との間に当該特定資本関係が生じた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前五年内事業年度（当該合併等事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第一項の規定により前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二 当該内国法人の特定資本関係事業年度以後の各事業年度で前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

6 内国法人が、当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合又は第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人にあつては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあつては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第五項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該前日の属する事業年度又は当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみな

す。

7 適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は合併類似適格分割型分割に係る分割法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うものに限る。）である場合には、これらの連結法人の当該適格合併又は合併類似適格分割型分割の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じたこれらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を第二項に規定する前七年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は分割法人の事業年度とみなして、同項及び第三項の規定を適用する。

8 前項に規定する場合において、同項の適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で第二項に規定する前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

9 次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額は、ないものとする。

- 一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（次に掲げるものを除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度以後の各事業年度 当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）

イハ 省 略

二三 省 略

10・11 省 略

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

第五十八条 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（前条第一項又は第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用があるものを除く。）のうち、棚卸資産、固定資

す。

7 適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は合併類似適格分割型分割に係る分割法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うものに限る。）である場合には、これらの連結法人の当該適格合併又は合併類似適格分割型分割の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じたこれらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を第二項に規定する前五年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は分割法人の事業年度とみなして、同項及び第三項の規定を適用する。

8 前項に規定する場合において、同項の適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で第二項に規定する前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

9 同 上

- 一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（次に掲げるものを除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）

イハ 同 上

二三 同 上

10・11 同 上

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

第五十八条 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（前条第一項又は第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用があるものを除く。）のうち、棚卸資産、固定資

産又は政令で定める繰延資産について震災、風水害、火災その他政令で定める災害により生じた損失に係るもので政令で定めるもの（以下この条において「災害損失欠損金額」という。）があるときは、当該災害損失欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該災害損失欠損金額に相当する金額が当該災害損失欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額（当該災害損失欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は前条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第三項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前七年内事業年度」という。）において生じた災害損失欠損金額（当該被合併法人等が災害損失欠損金額の生じた前七年内事業年度について第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この項において「未処理災害損失欠損金額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前七年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額は、それぞれ当該未処理災害損失欠損金額の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた災害損失欠損金額とみなす。

3 省 略

4 次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる事業年度

産又は政令で定める繰延資産について震災、風水害、火災その他政令で定める災害により生じた損失に係るもので政令で定めるもの（以下この条において「災害損失欠損金額」という。）があるときは、当該災害損失欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該災害損失欠損金額に相当する金額が当該災害損失欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額（当該災害損失欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は前条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第三項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前五年内事業年度」という。）において生じた災害損失欠損金額（当該被合併法人等が災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度について第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この項において「未処理災害損失欠損金額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額は、それぞれ当該未処理災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた災害損失欠損金額とみなす。

3 同 上

4 同 上

における同項の規定の適用については、当該各号に定める災害損失欠損金額は、ないものとする。

一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（前条第九項第一号イからハまでに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度以後の各事業年度 当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

二・三 省略

5・6 省略

（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）

第六十一条の九 内国法人が事業年度終了の時に次掲げる資産及び負債（以下この目において「外貨建資産等」という。）を有する場合には、その時に掲げる当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法（第一号、第二号ロ及び第三号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人がその方法を選定しなかつた場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）により換算した金額とする。

一 四 省略

2・3 省略

（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）

第六十二条の二 内国法人が適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併又は適格分割型分割に係る最後事業年度又は分割前事業年度終了の時の帳簿価額（当該適格合併に基因して第二条第十八号へ（定義）に規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額を、当該適格分割型分割に基因して同号へに規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額のうち当該内国法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転するものに対応する部分の金額を含む。）による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該内国法人は、前条第一項後段の

一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（前条第九項第一号イからハまでに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

二・三 同上

5・6 同上

（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）

第六十一条の九 内国法人が事業年度終了の時に次掲げる資産及び負債（以下この目において「外貨建資産等」という。）を有する場合には、その時に掲げる当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法（第一号、第二号ロ及び第三号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人がその方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により換算しなかつた場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）により換算した金額とする。

一 四 同上

2・3 同上

（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）

第六十二条の二 内国法人が適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併又は適格分割型分割に係る最後事業年度又は分割前事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該内国法人は、同条第一項後段の規定にかかわらず、当該合併法人又は分割承継法人から当該合併法人又は分割承継法人の株式（第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式を含む。）を当該適格合併に係る第二条第十七号二（定義）に規定する純資産価額

規定にかかわらず、当該合併法人又は分割承継法人から当該合併法人又は分割承継法人の株式（第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式を含む。）を当該適格合併に係る第二条第十七号ニに規定する純資産価額に相当する金額又は当該適格分割型分割に係る同号ホに規定する純資産価額に相当する金額により取得し、直ちに当該株式を当該内国法人の株主等に交付したものとす。

2 省略

（連結欠損金の繰越し）

第八十一条の九 連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日）前七年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（この項の規定により当該各連結事業年度前の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該連結欠損金額に相当する金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結欠損金額に相当する金額が当該連結欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各連結事業年度の連結所得の金額（当該連結欠損金額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 前項の連結親法人又は連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度として政令で定める連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなす。

一 最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日

に相当する金額又は当該適格分割型分割に係る同号ホに規定する純資産価額に相当する金額により取得し、直ちに当該株式を当該内国法人の株主等に交付したものとす。

2 同上

（連結欠損金の繰越し）

第八十一条の九 連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日）前五年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（この項の規定により当該各連結事業年度前の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該連結欠損金額に相当する金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結欠損金額に相当する金額が当該連結欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各連結事業年度の連結所得の金額（当該連結欠損金額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 同上

一 最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日

前七年以内に開始した当該連結親法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。次号イにおいて同じ。）又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額がある場合、当該欠損金額又は災害損失欠損金額

二 最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に行われた株式移転に係る商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全子会社であつた連結子法人（その発行済株式の全部が当該株式移転により設立された完全親会社であつた当該連結親法人によつて当該株式移転の日から当該開始の日まで継続して保有されているものに限るものとし、政令で定めるものを除く。）に次のイ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額がある場合、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額

イ 当該開始の日前七年以内に開始した当該連結子法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項に規定する欠損金額又は第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額

ロ 当該開始の日前七年以内に開始した当該連結子法人（当該開始の日に当該株式移転が行われたことに基因して第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された連結親法人であつたものに限る。）のその承認に係る各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

三 当該連結親法人が当該連結親法人との間に第四条の二に規定する完全支配関係を有しない法人との間で当該連結親法人を第五十七条第二項に規定する合併法人等とする同項に規定する適格合併等（以下この号において「適格合併等」という。）を行つた場合、次のイ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額

イ 当該適格合併等に係る第五十七条第二項に規定する被合併法人等（ロに規定する被合併法人等を除く。イにおいて同じ。）の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項に規定する未処理欠損金額（当該被合併法人等が当該連結親法人との間に同条第三項に規定する特定資本関係（当該連結親法人の当該適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じているものに限る。）がある場合において

前五年以内に開始した当該連結親法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。次号イにおいて同じ。）又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額がある場合、当該欠損金額又は災害損失欠損金額

二 同上

イ 当該開始の日前五年以内に開始した当該連結子法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項に規定する欠損金額又は第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額

ロ 当該開始の日前五年以内に開始した当該連結子法人（当該開始の日に当該株式移転が行われたことに基因して第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された連結親法人であつたものに限る。）のその承認に係る各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

三 同上

イ 当該適格合併等に係る第五十七条第二項に規定する被合併法人等（ロに規定する被合併法人等を除く。イにおいて同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた同項に規定する未処理欠損金額（当該被合併法人等が当該連結親法人との間に同条第三項に規定する特定資本関係（当該連結親法人の当該適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じているものに限る。）がある場合において

、当該適格合併等が同項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないときは、同項の規定により当該未処理欠損金額に含まないものとされる金額を除く。又は第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額

ロ 当該適格合併等に係る第五十七条第二項に規定する被合併法人等（適格合併に係る被合併法人にあつては当該適格合併に基因して第四条の五第二項の規定により第四条の二の承認が取り消された連結法人（連結子法人にあつては、その事業年度開始の日に当該適格合併を行ったものに限る。）に、合併類似適格分割型分割（第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人にあつては連結法人で連結親法人事業年度開始の日に当該合併類似適格分割型分割を行ったものに限る。以下この号において同じ。）の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該被合併法人等の連結欠損金個別帰属額（当該被合併法人等が当該合併法人等となる連結親法人との間にイに規定する特定資本関係がある場合において、当該適格合併等が第五十七条第三項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないときは、当該連結欠損金個別帰属額のうち同項の規定により未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額を除く。）

3 省略

4 次の各号に規定する場合には、連結法人の当該各号に掲げる連結事業年度における第一項の規定の適用については、当該各号に定める連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額のうち当該連結欠損金個別帰属額に相当する金額は、ないものとする。

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行った場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

二 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び合併類似適格分割型分割を除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該分割型分

、当該適格合併等が同項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないときは、同項の規定により当該未処理欠損金額に含まないものとされる金額を除く。又は第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額

ロ 当該適格合併等に係る第五十七条第二項に規定する被合併法人等（適格合併に係る被合併法人にあつては当該適格合併に基因して第四条の五第二項の規定により第四条の二の承認が取り消された連結法人（連結子法人にあつては、その事業年度開始の日に当該適格合併を行ったものに限る。）に、合併類似適格分割型分割（第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人にあつては連結法人で連結親法人事業年度開始の日に当該合併類似適格分割型分割を行ったものに限る。以下この号において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該被合併法人等の連結欠損金個別帰属額（当該被合併法人等が当該合併法人等となる連結親法人との間にイに規定する特定資本関係がある場合において、当該適格合併等が第五十七条第三項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないときは、当該連結欠損金個別帰属額のうち同項の規定により未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額を除く。）

3 同上

4 同上

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行った場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

二 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び合併類似適格分割型分割を除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該分割型分

割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

三 連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行った場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併類似適格分割型分割が当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人とするものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

四 連結親法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で当該連結親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする第五十七条第五項に規定する適格合併等（同項に規定する政令で定めるものを除く。以下この号において「適格合併等」という。）を行った場合（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる法人との間に当該適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じた同条第三項に規定する特定資本関係がある場合に限る。）の当該連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結親法人の連結欠損金個別帰属額を同条第五項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりな

五 連結子法人が解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）をした場合の当該解散の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該解散の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

六 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（前各号に規定する場合を除く。）のその有しなくなつた日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 その有しなくなつた日の属す

割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

三 連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行った場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併類似適格分割型分割が当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人とするものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

四 連結親法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で当該連結親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする第五十七条第五項に規定する適格合併等（同項に規定する政令で定めるものを除く。以下この号において「適格合併等」という。）を行った場合（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる法人との間に当該適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じた同条第三項に規定する特定資本関係がある場合に限る。）の当該連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結親法人の連結欠損金個別帰属額を同条第五項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりな

五 連結子法人が解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）をした場合の当該解散の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該解散の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

六 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（前各号に規定する場合を除く。）のその有しなくなつた日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 その有しなくなつた日の属す

る連結親法人事業年度開始の前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

5 5 7 省 略

(連結中間申告)
第八十一条の十九 省 略

2 省 略

3 第一項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係る第四条の二の承認が取り消されたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人に係る同項第四号に掲げる事実が生じたとき（その事実が合併による解散である場合には、当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併を行ったとき）は、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属支払額を減算し、又は連結確定法人税額に当該連結子法人（当該連結完全支配関係がある連結法人との間で自己を被合併法人とする合併を行ったものを除く。）に係る連結法人税個別帰属受取額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）を加算した金額を同号に規定する前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

4 第七十一条第二項（中間申告）の規定は、連結親法人が当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度、当該連結事業年度の前連結事業年度若しくは当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に当該連結親法人を合併法人とする適格合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）を行った場合の当該連結親法人又は連結法人がこれらの期間内に他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）を被合併法人とする合併を行った場合（当該合併を行った日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結法人（連結親法人を除く。）と連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していた場合に限る。）の当該連結親法人につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合に

る連結親法人事業年度開始の前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

5 5 7 同 上

(連結中間申告)
第八十一条の十九 同 上

2 同 上

3 第一項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係る第四条の二の承認が取り消されたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人に係る同項第四号に掲げる事実が生じたとき（その事実が合併による解散である場合には、当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併を行ったとき）は、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属支払額を減算し、又は連結確定法人税額に当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属受取額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）を加算した金額を同号に規定する前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。

4 第七十一条第二項（中間申告）の規定は、連結親法人が当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度、当該連結事業年度の前連結事業年度若しくは当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に当該連結親法人を合併法人とする適格合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）を行った場合の当該連結親法人又は連結法人が当該期間内に他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）を被合併法人とする合併を行った場合（当該合併を行った日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結法人（連結親法人を除く。）と連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していた場合に限る。）の当該連結親法人につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合に

において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第八十一条の十九第一項第一号（連結中間申告）」と、「当該事業年度の前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は前連結事業年度」と、「当該事業年度開始の日の」とあるのは「連結親法人事業年度（第八十一条の十九第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日の」と、「各事業年度（その月数）」とあるのは「各事業年度（当該前連結事業年度において行つた連結法人間合併（連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とする合併をいう。以下この項において同じ。）に係る被合併法人の当該連結法人間合併の日の前日の属する事業年度以外の各事業年度にあつては、その月数）」と、「当該事業年度開始の日以後」とあるのは「当該連結親法人事業年度開始の日以後」と、「前事業年度の月数のうちに占める当該前事業年度」とあるのは「連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は当該連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度又は当該前連結親法人事業年度」と、「その適格合併の日の」とあるのは「適格合併（連結親法人を合併法人とし、連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。次号において同じ。）又は連結法人間合併の日の」と、「当該事業年度開始の日から」とあるのは「当該連結事業年度開始の日から」と、「その適格合併の日から」とあるのは「適格合併又は連結法人間合併の日から」と読み替へるものとする。

5 省 略

6 第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を分割法人とする分割型分割を行つたとき（当該連結子法人が当該分割型分割を行つた場合にあつては、当該分割型分割を行つた日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結子法人と当該連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していたときに限る。）は、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 省 略

二 当該連結事業年度開始の日の翌日から当該開始の日以後六月を経過した日までの期間 前期実績基準額からイ又はロに掲げるものを分割前事業年度開始の日の前日の属する当該分割法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該分割前事業年度の月数を乗じて計算した金額を減算した金額

て、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第八十一条の十九第一項第一号（連結中間申告）」と、「当該事業年度の前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は前連結事業年度」と、「当該事業年度開始の日の」とあるのは「連結親法人事業年度（第八十一条の十九第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日の」と、「当該事業年度開始の日以後」とあるのは「当該連結親法人事業年度開始の日以後」と、「前事業年度の月数のうちに占める当該前事業年度」とあるのは「連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は当該連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度若しくは当該前連結親法人事業年度」と、「その適格合併の日」とあるのは「適格合併（連結親法人を合併法人とし、連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）若しくは合併（連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。）の日」と、「当該事業年度開始の日から」とあるのは「当該連結事業年度開始の日から」と読み替へるものとする。

5 同 上

6 同 上

一 同 上

二 当該連結事業年度開始の日の翌日から当該開始の日以後六月を経過した日までの期間 前期実績基準額からイ又はロに掲げるものを分割前事業年度開始の日の前日の属する当該分割法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該分割前事業年度の月数を乗じて計算した金額を減算した金額（当該金

イ・ロ 省略

7 省略

8 第一項の申告書に記載すべき同項第一号に掲げる金額につき第二項から第六項までの規定のうちいずれか二以上の規定の適用を受ける場合における当該金額の計算その他第二項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(同族特定信託の特別税率)

第八十二条の五 省略

2・4 省略

5 計算期間が一年に満たない第一項に規定する同族特定信託に対する同項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、前項中「年千五百万円」とあるのは「千五百万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

6・7 省略

(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継等)

第八十二条の十七 特定信託の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ(以下この条において「特定信託事務の引継ぎ」という。)が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした当該特定信託の受託者に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした当該特定信託の受託者が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。

2 特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割(以下この条において「特定信託分割」という。)をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した内国法人は、当該特定信託分割をした当該特定信託の受託者に課されるべき、又は当該特定信託分割をした当該特定信託の受託者が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。

3・4 省略

5 特定信託の受託者の信託財産について当該特定信託の各計算期間の所得に対す

額が零を下回る場合には、零)

イ・ロ 同上

7 同上

(同族特定信託の特別税率)

第八十二条の五 同上

2・4 同上

5 計算期間が一年に満たない第二項に規定する同族特定信託に対する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、前項中「年千五百万円」とあるのは「千五百万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

6・7 同上

(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継等)

第八十二条の十七 内国法人である特定信託の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ(以下この条において「特定信託事務の引継ぎ」という。)が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした内国法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした内国法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。

2 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る営業を承継させる分割(以下この条において「特定信託分割」という。)をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した内国法人は、当該特定信託分割をした内国法人に課されるべき、又は当該特定信託分割をした内国法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。

3・4 同上

5 特定信託の受託者である内国法人の信託財産について当該特定信託の各計算期

る法人税につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

(解散による清算所得の金額の計算)

第九十三条 省 略

2 前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 解散の時における利益積立金額（連結事業年度末解散の場合には連結個別利益積立金額とし、その解散に基因して第二十条第十八号へ又は第十八号の二（定義）に掲げる金額が生ずる場合には当該金額を含む。）

二 清算中に受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第三項の規定に該当するものを除く。）がある場合には、次に掲げる金額の合計額

イハ 省 略

三 第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号りに規定する法人税並びに同号り又は同条第十八号の二に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの、第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたものうち同項に規定する控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額が還付された部分として政令で定める金額並びに清算中に受け取った附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額の合計額

(国内源泉所得)

第三百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 三 省 略

四 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ 省 略

ロ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「営業所」という。）に預け入れられた所得税法第二条第一項第十号に規

間の所得に対する法人税につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

(解散による清算所得の金額の計算)

第九十三条 同 上

2 同 上

一 解散の時における利益積立金額（連結事業年度末解散の場合には、連結個別利益積立金額）

二 清算中に内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第三項の規定に該当するものを除く。）がある場合には、次に掲げる金額の合計額

イハ 同 上

三 第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号りに規定する法人税並びに同号り又は同条第十八号の二に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの、第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたものうち同項に規定する控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額が還付された部分として政令で定める金額並びに清算中に受け取った附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額の合計額

(国内源泉所得)

第三百三十八条 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ 同 上

ロ 国内にある営業所（事務所その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に預け入れられた所得税法第二条第一項第十号に規定する